

令和 7 年 9 月 1 9 日

五ヶ瀬町議会議長 甲斐 政國 様

五ヶ瀬町議会
議会運営委員長 田中 春男

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された審査事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

【審査の目的】

五ヶ瀬町議会基本条例第 2 2 条第 1 項の規定される目的の達成度の検討について、五ヶ瀬町議会基本条例の見直し手続に関する要綱に基づき評価を行う。

【評価の経過】

R7. 7. 25	評価シートを全議員へ送付
R7. 9. 4	評価シートを全て回収
R7. 9. 19	議会全員協議会において集計結果の検討

【評価の指標】

5	十分に達成（9 ～ 1 0 割）
4	概ね達成（7 ～ 8 割）
3	一部達成（5 ～ 6 割）
2	不足（3 ～ 4 割）
1	未達成（3 割未満）

【評価の結果】

別紙 評価結果表

平成 2 9 年 6 月に議会基本条例を制定後、8 回目の評価を行いました。

年に一度、議会活動の基本となる条例を見返しての評価作業ということで、年々理解が深まるものと考えますが、評価の指標のとらえ方には個人差が見られる部分が多々あり、今後、毎年評価作業を実施していく中で改善すべき部分の検討を行う必要があると考えます。

集計の結果、見直しの対象となる 2 以下の評価となった「議会図書室の設置及び公開」については、まずは議員が利用することや図書の充実を図ること、「政治倫理に関する条例の制定」については、政治倫理に関して議員の理解を深めることと合わせて、制定に向けて改めて取り組んでいくこととします。

【結果の公表】

本委員会における評価の結果については、五ヶ瀬町議会基本条例の見直し手続に関する要綱第 7 条第 2 項に基づき議会ホームページ及び議会だよりに掲載し、広く町民に周知を図ることとします。